



(先号の続き)

5、特別受益について—その2

設例として、被相続人X、その子A、B、CおよびD(全員嫡出子として相続分=相続の割合は均等)があり、問題を単純化するために被相続人Xの妻Yは既に死亡して不在とします。

Xの遺産は7,200万円相当。Aは遺言で1,200万円相当の有価証券が遺贈されており、Bは結婚のときに嫁入り支度で600万円相当額(現在価格に換算。以下同じ。)を貰っている。Cは1,000万円の事業資金を被相続人から生前に贈与されており、Dは生前贈与も遺贈もなしです。

この場合、Xの遺産(Aへの遺贈分を除く。)は6,000万円(相当)。

6、先号の末尾で、民法第903条第3項「被相続人が前2項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲で、その効力を有する。」ことについて次回(今号)で述べると申し上げました。その前に、同条第2項に触れる必要があります。

7、同項は、「遺贈又は贈与の価格が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。」とします。この意味は、受遺者または受贈者は、贈与(生前)または遺贈された分が相続分(法定相続分)より多くても、遺産からはそれ以上貰えないというだけで多い分は返さなくてもよいということです(ただし、他の相続人の遺留分を侵害するような多大な贈与・遺贈の場合の遺留減殺請求を受けて他の相続人に返すのは別問題)。これは、被相続人の意思(遺志)を尊重してのことです。したがって、他の相続人にそれだけしわ寄せがいくこととなります。この場合、他の相続人は、遺産中から貰える分(価額)の割合で遺産を按分します。

8、民法第903条第3項の「前2項と異なった意思を表示」とは、被相続人(贈与者・遺贈者)が、贈与の場合は、贈与時かその後(遺言によることを含む)、遺贈の場合はその遺言において、例えば、「Aに遺贈する1,200万円相当の有価証券は相続とは関係がない。」とか、「相続とは別である。」との趣旨のことを書き加えることです。これは、長兄であるAに、他の子らと差をつけて、より多くの財産を引き継がせようという被相続人の意思のあらわれです。なぜならというと、この意思表示をしないと、「前2項」(第1項および第2項)により、1,200万円相当の有価証券はAの相続分に取り込まれて、結局他の相続人と同率の相続分になってしまうからです。

9、これを、上例にあてはめると、遺産は6,000万円、BおよびCへの生前贈与価額を計算上加算すると7,600万円となります。

$$\begin{aligned} & \text{¥}72,000,000 - \text{¥}12,000,000 \\ & \quad + \text{¥}6,000,000 + \text{¥}10,000,000 \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{¥}76,000,000 \end{aligned}$$

そうすると、各自の法定相続分は1,900万円となります。

$$\text{¥}76,000,000 \times 1/4 = \text{¥}19,000,000$$

その結果、

$$\begin{aligned} \text{A} \quad & \text{¥}19,000,000 + \text{¥}12,000,000 \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{¥}31,000,000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{B} \quad & \text{¥}19,000,000 - \text{¥}6,000,000 \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{¥}13,000,000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{C} \quad & \text{¥}19,000,000 - \text{¥}10,000,000 \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{¥}9,000,000 \end{aligned}$$

$$\text{D} \quad \text{¥}19,000,000$$

10、「先号では、特別受益に関してもう少し申し上げたいことがあります。」としましたが、紙数が尽きました。特別受益の具体例については次号にします。